

令和 8 年度 常滑市保育園保育料基準額表							
		3 歳未満児				3 ・ 4 ・ 5 歳児	
階層 区分	定 義	保育標準時間			保育短時間	保育標準時間	保育短時間
		11時間	10.5時間	9.5時間	8時間	11時間～9.5時間	8時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0	0	保育料（延長保育料は除く。）は無償です。 保育短時間：両親ともに入所基準に該当する保育標準時間以外の児童の利用区分（8:00～16:00） 保育標準時間：両親ともに月120時間以上勤務等している児童の利用区分（7:30～18:30の11時間、7:30～18:00の10.5時間、7:30～17:00の9.5時間の3区分）	
B	当年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0		
C	当年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	11,600	10,800	8,500	6,600		
D1	当年度分の市町村民税のうちの所得割の額が48,600円未満である世帯	13,400	12,600	10,300	8,400		
D2	当年度分の市町村民税のうちの所得割の額が48,600円以上60,000円未満である世帯	18,300	17,500	15,200	13,300		
D3	当年度分の市町村民税のうちの所得割の額が60,000円以上97,000円未満である世帯	27,900	27,100	24,800	22,900		
D4	当年度分の市町村民税のうちの所得割の額が97,000円以上133,000円未満である世帯	39,800	39,000	36,700	34,800		
D5	当年度分の市町村民税のうちの所得割の額が133,000円以上169,000円未満である世帯	44,500	43,700	41,400	39,500		
D6	当年度分の市町村民税のうちの所得割の額が169,000円以上301,000円未満である世帯	48,400	47,600	45,300	43,400		
D7	当年度分の市町村民税のうちの所得割の額が301,000円以上である世帯	48,800	48,000	45,700	43,800		

【補足事項】

入園する児童の家族の課税状況※¹（市民税額）、家庭状況※^{2・3}（証明等提出が必要）、年齢（令和 8 年 4 月 1 日の満年齢）、認定区分及び利用時間に応じて算定します。

※ 1 階層区分の認定は、入所児童と同一世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の課税額の合計額により行います。4 月から 8 月は、令和 7 年度分の市民税額、9 月以降は、令和 8 年度分の市民税額に基づき算定します。ただし、配当控除、住宅借入金等特別控除、耐震改修特別控除等の税額控除前の税額で算定します。

※ 2 上記保育料に延長保育料（申請者のみ）をあわせて振替いたします。また、3 歳以上児は、給食費（主食費及び副食費）を振替いたします。（利用日数にかかわらず、月額料金を納入していただきます）

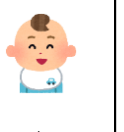
※ 3 多子世帯、ひとり親世帯（児童扶養手当担当への相談履歴の有無にて確認）、障がい児（者）がいる世帯（障がい者手帳の交付の有無にて確認）への軽減は、右記のとおりになります。

保育料の軽減方法

左表階層区分	きょうだいの数え方	ひとり親等	左記以外	18歳未満の子が2人以上いる世帯の2子目以降の3歳児未満児
A	①	無料	無料	無料
B		無料	無料	
C～D2一部 57,700円未満		第 1 子半額 * 上限あり 3 歳未満児 9,000円 第 2 子以降 無料	第 1 子満額 第 2 子半額 第 3 子無料	第 2 子無料(県) 第 3 子以降無料(国)
D2一部 ～D3一部 77,101円未満	②	[ひとり親のみ] 入所1番目半額 入所2番目1/4 入所3番目無料	[障がい者がいる世帯含む] 入所1番目満額 入所2番目半額 入所3番目無料	入所1番目無料(県) 入所2番目無料(県) 入所3番目無料(国)
D3一部 97,000円未満				入所1番目半額(県) 入所2番目半額(国) 入所3番目無料(国)
D4～D6				
D7				

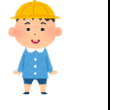
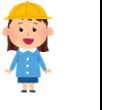
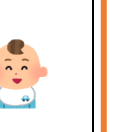
きょうだいの数え方

①生計が同一の子どもを対象（年齢制限なし）

第1子	第2子	第3子
 小1	 2歳児	 0歳児

同居していない場合、税の扶養等、生計が同一であることを申し出てください。

②0～5歳の子どもを対象

第1子 (対象外)	第2子 (入所1番目)	第3子 (入所2番目)	第4子 (入所3番目)
 小1	 4歳児	 2歳児	 0歳児

◎この他の軽減方法以外に、中学生以下の子どもを3人以上養育する家庭の第3子以降の保育料・給食費の無償化（市独自制度）があります。